

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。

- 提出先に関する情報
- 基本情報
- 加算対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート及び各様式)

以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 処遇改善加算及び特定加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の算定に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善加算・特定加算の算定届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先	長崎市
-----	-----

2 基本情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジン ハイセイカイ
	名称	社会福祉法人 平成会
法人住所	〒	8 5 2 - 8 0 6 5
	住所1(番地・住居番号まで)	長崎市横尾3丁目26番1号
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	久保安之
書類作成担当者	フリガナ	タテイシ ヒデアキ
	氏名	立石 秀明
連絡先	電話番号	095-855-4141
	FAX番号	095-856-6002
	e-mail	soumu@heisei-kai.or.jp

3 加算対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙2-3に反映されます。

「一月あたり介護報酬総単位数」には、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数(各種加算減算を含む。ただし、処遇改善加算及び特定加算は除く。)を12で除したものの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬総単位数() [単位](a)	1単位あたりの 単価[円](b)
			都道府県	市区町村				
1	4 2 7 0 1 0 1 5 0 6	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・プライエム横尾	介護老人福祉施設	2,427,884	10.14
2	4 2 7 0 1 0 0 6 9 8	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・プライエム横尾	(介護予防)短期入所生活介護	508,417	10.17
3	4 2 7 0 1 0 0 6 8 0	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	272,314	10.21
4	4 2 7 0 1 0 0 6 7 2	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・プライエム横尾	通所介護	402,877	10.14
5	4 2 5 0 1 8 0 0 4 1	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人保健施設・ナーシングケア横尾	介護老人保健施設	2,887,267	10.14
6	4 2 5 0 1 8 0 0 4 1	長崎市	長崎県	長崎市	通所リハビリ・ナーシングケア横尾	(介護予防)通所リハビリテーション	732,426	10.17
7	4 2 7 0 1 0 5 5 2 3	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護滑石	通所介護	415,105	10.14
8	4 2 7 0 1 0 5 5 6 4	長崎市	長崎県	長崎市	ショートステイ滑石	(介護予防)短期入所生活介護	534,039	10.17
9	4 2 7 0 1 0 1 8 3 7	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム滑石	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	260,600	10.14
10	4 2 9 0 1 0 0 0 1 7	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム秋桜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	545,281	10.14
11	4 2 7 0 1 0 1 2 1 7	長崎市	長崎県	長崎市	訪問入浴ステーション横尾	(介護予防)訪問入浴介護	102,721	10.21
12	4 2 9 0 1 0 0 6 0 3	長崎市	長崎県	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型介護老人福祉施設	912,437	10.14
13	4 2 7 0 1 0 8 0 8 9	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	(介護予防)短期入所生活介護	664,694	10.17
14	4 2 7 0 1 0 7 1 6 4	長崎市	長崎県	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	293,960	10.14
15	4 2 7 0 1 0 5 8 6 1	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	100,938	10.21
16	4 2 9 0 1 0 0 9 6 7	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・プライエム横尾	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41,159	10.21
17	4 2 9 0 1 0 0 9 5 9	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,797	10.21
18	4 2 A 0 1 0 0 8 1 6	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問型サービス(独自)	23,290	10.21
19	4 2 A 0 1 0 1 6 0 8	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問型サービス(独自)	34,930	10.21
20	4 2 7 0 4 0 0 6 6 8	諫早市	長崎県	諫早市	グループホーム栄田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	504,477	10.00
21	4 2 A 0 1 0 0 8 1 6	長与町	長崎県	長与町	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問型サービス(独自)	20,382	10.21

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 3 年度)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシハウジン ヘイセイカイ				
法人名	社会福祉法人 平成会				
法人所在地	〒 852 - 8065				
	長崎市横尾3丁目26番1号				
フリガナ	タテイシ ヒデアキ				
書類作成担当者	立石 秀明				
連絡先	電話番号	095-855-4141	FAX番号	095-856-6002	E-mail soumu@heisei-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について < 共通 >

本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る

(1) 介護職員処遇改善加算

算定する加算の区分	別紙様式2 - 2のとおり	
介護職員処遇改善加算の算定対象月		
令和 3 年度介護職員処遇改善加算の見込額	105,331,884	円
賃金改善の見込額(-)	(右欄の額は 欄の額を上回ること)	109,333,890 円
) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	531,219,614	円
) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	421,885,724	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	586,076,799	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	98,511,237	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	28,901,222	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	36,778,616	円
賃金改善実施期間	令和 3 年 6 月 ~ 令和 4 年 5 月	

【記入上の注意】

- (1))の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1))の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

算定する特定加算の区分				
介護職員処遇改善加算の取得状況				
介護福祉士の配置等要件 サービス提供体制強化加算等の届出状況	、 、 別紙様式2-3のとおり、 別紙2-2のとおり			
特定加算の算定対象月				
令和 3 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	36,161,472 円			
賃金改善の見込額(-) (右欄の額は 欄の額を上回ること)	169,018,749 円			
) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	969,549,355 円			
) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	800,530,606 円			
(ア)前年度の賃金の総額	970,079,181 円			
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	98,511,237 円			
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	34,258,722 円			
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	36,778,616 円			
平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	15,720,000 円	10,680,000 円	2,232,000 円	
) 前年度の常勤換算職員数(i)	504.0 人	652.8 人	1,466.4 人	
) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	42.0 人	122.4 人	122.2 人	
) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	31,190 円	16,360 円	1,522 円	
) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ○(A)のみ実施 (36,161,496 円) (36,161,496 円) ○(A)及び(B)を実施 (36,161,784 円) (14,717,304 円) (21,444,480 円) ○(A)(B)(C)全て実施 (36,161,933 円) (11,357,136 円) (16,546,032 円) (8,258,765 円) ○上記以外の方法で実施 (37,144,800 円) (15,120,000 円) (17,625,600 円) (4,399,200 円) ○(A)のみ実施 (36,161,496 円) (36,161,496 円) ○(A)及び(B)を実施 (36,161,784 円) (14,717,304 円) (21,444,480 円) ○(A)(B)(C)全て実施 (36,161,933 円) (11,357,136 円) (16,546,032 円) (8,258,765 円) ○上記以外の方法で実施 (37,144,800 円) (15,120,000 円) (17,625,600 円) (4,399,200 円)	71,749 円			
) 賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	29,201 円	14,600 円	
) 賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	22,534 円	11,265 円	5,632 円
) 賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	30,000 円	12,000 円	3,000 円
) 賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	10 人(見込)			
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特定加算の月額が8万円に満たない事業所があるため)				
賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 6 月 ~ 令和 4 年 5 月 (12 か月)			

【記入上の注意】

- (2))の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2))の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2))の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2))の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) 各事業の処遇改善額を元に、勤務実績稼働の平均による常勤換算率にて設定した基本手当を算出の上で、介護福祉士又は社会福祉士取得者に対してキャリアパス手当として追加支給、又夜勤を行った介護職員(夜間嘱託職員を除く)に対して、夜勤手当1回に付き追加で2,000円を支給することとする。 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	法人内事業所にて10年以上在籍をしている常勤の介護福祉士を有する介護職員
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由) Cの職種についてはその他の非常勤職員にのみ支給
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) 特定加算に該当する職員をA、B、C群へ分類し、A群は法人内に在籍をしている常勤の介護福祉士とし、B群はそれ以外の介護職員、C群はその他の非常勤職員とした上で、A・B群においてリーダーとなる職員には追加で加算を行う。分配方法としては常勤介護職員には月額にて支給、非常勤介護職員及びその他の非常勤職員は毎月の支給額に常勤換算率による分配率で算定した金額を積み立て、また同じく夜間の嘱託職員には毎月の支給額に一定の調整額を加算した額を積み立てた上で、賞与として年額分を支給するように設定 上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1) () (工)又は(2) () (工)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	常勤介護職員については法人で定めた「職員俸給表」にて級号を決定しており、介護職の場合は無資格者は1級、資格職は2級とした上で、経験等を考慮した号俸より俸給額を設定し、平成23年度より平成31年まで毎年1号俸ずつの定期昇給を行っている。また昇格要件として資格を取得した場合や技能実績、能力を高く評価した邦人が判断した場合に上級への昇格や号俸を2号俸上げるように定めている。 令和2年度より給与規程を見直し、職員俸給を学歴や働き方に合わせた年齢給と技能経験、資格に応じた職能給に分類し、それぞれで職員個々に設定を行っており、年齢給は55歳を上限として年齢と共に昇給する仕組みとし、職能給については従来の昇格要件、人事考課を元とした等級によるものとしている
独自の賃金改善額の算定根拠	平成23年4月から昨年度までは改定前の「職員俸給表」に従い、定めた俸給に従い常勤介護職員についてはほぼ毎年定期昇給を行っている。俸給の根拠である俸給表に定めた額としては1級の職員の場合は、1号:133,050円、2号:138,240円、3号:143,420円、4号:148,600円、5号:153,790円、6号:158,970円、7号:164,160円、8号:167,610円と設定、8号以降は毎年1,730円の昇給額となる俸給額にて設定している。資格取得時は2級へ昇格する。2級の職員の場合は、1号:143,420円、2号:148,600円、3号:153,790円、4号:159,840円、5号:164,160円、6号:167,610円、7号:171,070円、8号:174,520円、9号:177,980円と設定し、10号以降は毎年1,730円の昇給額にて俸給を設定している。 なお賃金改善額については有資格者は昇給総額×16か月分(賞与含)、無資格者は昇給総額×13.5か月分(賞与含)にて差額分を算出。なお令和2年度より給与規程及び俸給表が変更となったため、令和2年度の給与設定は従来の俸給表に順じた上で、職能給の設定を行っている。

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 次のイから八までのすべての基準を満たす。		加算 の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び、 に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/>	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 当該取組の内容について下記に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得のための支援の実施 当該取組の内容について下記に記載すること 講習会費用及び資格取得のためのスクーリング、実務者研修に係る費用負担の助成制度を創設
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input type="checkbox"/>	経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/>	資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/>	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

要件 を満たす(加算 を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について < 共通 >

前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、**必ず全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、**それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)**の取組を行うこと。 処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミニフィック等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 見える化要件について < 特定加算 > 令和3年度は算定要件としない

前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件 の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 4 月 13 日 法人名 社会福祉法人 平成会
代表者 職名 理事長 氏名 久保安之

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 平成会
-----	------------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	105,331,884
------------------------	-------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 単位数(a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算				介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村					新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加 算 率 (c)	算定対象月(d)	
14270101506	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・プライエム横尾	介護老人福祉施設	2,427,884	10.14	継続	加算	8.30%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	24,520,260
24270100698	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・プライエム横尾	(介護予防)短期入所生活介護	508,417	10.17	継続	加算	8.30%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	5,149,920
34270100680	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	272,314	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	4,570,848
44270100672	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・プライエム横尾	通所介護	402,877	10.14	継続	加算	5.90%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	2,892,288
54250180041	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人保健施設・ナーシングケア横尾	介護老人保健施設	2,887,267	10.14	継続	加算	3.90%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	13,701,576
64250180041	長崎市	長崎県	長崎市	通所リハビリ・ナーシングケア横尾	(介護予防)通所リハビリテーション	732,426	10.17	継続	加算	4.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	4,201,104
74270105523	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護滑石	通所介護	415,105	10.14	継続	加算	5.90%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	2,980,080
84270105564	長崎市	長崎県	長崎市	ショートステイ滑石	(介護予防)短期入所生活介護	534,039	10.17	継続	加算	8.30%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	5,409,444
94270101837	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム滑石	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	260,600	10.14	継続	加算	11.10%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	3,519,780
104290100017	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム秋桜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	545,281	10.14	継続	加算	11.10%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	7,364,820
114270101217	長崎市	長崎県	長崎市	訪問入浴ステーション横尾	(介護予防)訪問入浴介護	102,721	10.21	継続	加算	5.80%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	729,948
124290100603	長崎市	長崎県	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型介護老人福祉施設	912,437	10.14	継続	加算	8.30%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	9,215,100
134270108089	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	(介護予防)短期入所生活介護	664,694	10.17	継続	加算	8.30%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	6,732,888
144270107164	長崎市	長崎県	長崎市	デイサービスセンター・日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	293,960	10.14	継続	加算	5.90%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	2,110,368
154270105861	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	100,938	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,694,256
164290100967	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・プライエム横尾	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41,159	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	690,852
174290100959	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,797	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	1,809,396
1842A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問型サービス(独自)	23,290	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	390,924
1942A0101608	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問型サービス(独自)	34,930	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	586,296
204270400668	諫早市	長崎県	諫早市	グループホーム栄田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	504,477	10.00	継続	加算	11.10%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	6,719,628
2142A0100816	長与町	長崎県	長与町	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問型サービス(独自)	20,382	10.21	継続	加算	13.70%	令和3年4月~令和4年3月(12ヶ月)	342,108

法人名	社会福祉法人 平成会
-----	------------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	36,161,472
---------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特定 処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) [円]
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 (e)	介護福祉士配置等要件	算定対象月(f)	
14270101506	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・プライエム横尾	介護老人福祉施設	2,427,884	10.14	継続	特定加算	2.7%	日常生活継続支援加算()又は	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	7,976,472
24270100698	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・プライエム横尾	(介護予防)短期入所生活介護	508,417	10.17	継続	特定加算	2.7%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	1,675,272
34270100680	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	272,314	10.21	継続	特定加算	6.3%	特定事業所加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	2,101,920
44270100672	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・プライエム横尾	通所介護	402,877	10.14	継続	特定加算	1.2%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	588,264
54250180041	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人保健施設・ナーシングケア横尾	介護老人保健施設	2,887,267	10.14	継続	特定加算	2.1%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	7,377,768
64250180041	長崎市	長崎県	長崎市	通所リハビリ・ナーシングケア横尾	(介護予防)通所リハビリテーション	732,426	10.17	継続	特定加算	2.0%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	1,787,700
74270105523	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護滑石	通所介護	415,105	10.14	継続	特定加算	1.2%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	606,108
84270105564	長崎市	長崎県	長崎市	ショートステイ滑石	(介護予防)短期入所生活介護	534,039	10.17	継続	特定加算	2.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	1,499,004
94270101837	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム滑石	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	260,600	10.14	継続	特定加算	2.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	729,324
104290100017	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム秋桜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	545,281	10.14	継続	特定加算	2.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	1,526,040
114270101217	長崎市	長崎県	長崎市	訪問入浴ステーション横尾	(介護予防)訪問入浴介護	102,721	10.21	継続	特定加算	2.1%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	264,288
124290100603	長崎市	長崎県	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型介護老人福祉施設	912,437	10.14	継続	特定加算	2.7%	日常生活継続支援加算()又は	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	2,997,684
134270108089	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	(介護予防)短期入所生活介護	664,694	10.17	継続	特定加算	2.7%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	2,190,216
144270107164	長崎市	長崎県	長崎市	デイサービスセンター日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	293,960	10.14	継続	特定加算	1.2%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	429,216
154270105861	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	100,938	10.21	継続	特定加算	6.3%	特定事業所加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	779,112
164290100967	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・プライエム横尾	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41,159	10.21	継続	特定加算	6.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	317,688
174290100959	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,797	10.21	継続	特定加算	6.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	832,056
1842A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問型サービス(独自)	23,290	10.21	継続	特定加算	6.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	179,760
1942A0101608	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問型サービス(独自)	34,930	10.21	継続	特定加算	6.3%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	269,616
204270400668	諫早市	長崎県	諫早市	グループホーム栄田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	504,477	10.00	継続	特定加算	3.1%	サービス提供体制強化加算()	令和3年4月-令和4年3月(12ヶ月)	1,876,644